

2022年9月28日

佐賀県弁護士会との包括連携協定締結について

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、佐賀県弁護士会（会長 井寺 修一様）と相互の資源を有効に活用した協働により地域の様々な法的なニーズに適切に対応することを目的として、2022年9月28日に包括連携協定を締結しますので、お知らせいたします。

併せて、同包括連携協定に基づき、お客さまからの相続、遺言に関する法律面での相談について、佐賀県弁護士会と連携し弁護士を紹介するサービスを開始いたします。

当行は、今後も地域の皆さまに司法へのアクセス方法を提供することにより、持続可能な地域社会の構築に努めてまいります。

記



【『相続・遺言の相談に関する弁護士紹介サービス』の概要】

1. 概要

相続、遺言に関する法律面での相談について、佐賀県弁護士会を通じて弁護士をご紹介します。

2. お取扱窓口

全店

3. サービス開始日

2022年10月1日（土）

4. その他

本サービスにおける弁護士の紹介は無料です。

ただし、弁護士への個別の法律相談および法律事務の依頼については所定の報酬が必要となります。

（ただし、初回相談料は無料となります。）

なお、法律相談後に法律事務の委任を行うか否かはお客さまにご判断いただくことになります。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

営業統括本部 担当：久米

TEL 0952(25)4584

<https://www.sagabank.co.jp>